地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

(健全化判断比率の公表等)

地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。(第3条関係)

健全化判断比率 ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率

(資金不足比率の公表等)

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。(第22条関係)

(財政の早期健全化)

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、 財政健全化計画を定めなければならない。(第4条関係)

(公営企業の経営の健全化)

地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した 年度の末日までに、経営健全化計画を定めなければならない。(第23条関係)

(財政の再生)

地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率(以下「再生判断比率」という。)のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、財政再生計画を定めなければならない。(第8条関係)